

奈良県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

平成三十一年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称		所 在 地
新	有料老人ホームゆうけいの里	橿原市新賀町八七番地一
旧	有料老人ホーム医療法人優慶会 ゆうけいの里	